

令和 6 年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 5 月 2 4 日

担当部・課：産業部観光政策課〔内線 3 5 3 5〕

① 件 名
市営渡波海水浴場の開設休止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 渡波海水浴場は、震災後の平成 3 0 年度の再開以降、新型コロナウイルス感染症の影響による開設休止等もあり、入込客数は震災前の状況に戻っておらず、加えて、昨年度開設時に、魚の死骸の大量漂着が発生したこともあり、監視業務委託事業者から、環境面及び施設運営の観点から不安の声が寄せられている状況にあった。 【目的】 魚死骸の漂着状況等の遊泳環境や、安全対策に伴う運営費用増加等を総体的に判断し、令和 6 年度の海水浴場開設について休止することとする。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 1 1 月～1 2 月 渡波地区選出市議会議員に概要説明 令和 6 年 3 月 渡波地区区長行政衛生連合会長に概要説明 4 月 渡波地区定例区長会において概要説明
⑤ 主な内容
市営渡波海水浴場について令和 6 年度の開設を休止する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 遊泳環境の悪化が見られる渡波海水浴場を開設休止することで、安全・安心な海水浴場の運営が図られる。 【市財政への負担】 開設中止に伴い軽減される維持管理経費 6, 2 0 0 千円
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他